

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 17

生前贈与をした場合の民法特例:遺留分って何？

相続って何でしょう？

相続はその人の死亡によって無条件に開始し、法定相続人は、その時から、その亡くなった人（被相続人といいます）の財産に属する一切の権利義務を承継します。

法定相続人は、民法が定める相続の権利を持つ人で、その人の取り分の権利を法定相続分といいます。

法定相続人は、①配偶者＋子供 ②配偶者＋実父母、養父母、祖父母 ③配偶者＋兄弟姉妹の順に権利を有し、配偶者は常に相続人となり、子供がいれば父母や兄弟に相続権が及ぶことはありません。この配偶者と子供のいる場合でいえば、法定相続分は、配偶者が2分の1、子供が何人いても全員で2分の1となります。

つまり、事業承継にとって重要な「後継者」であるか否かは、ここでは全く考慮されません。

しかも、遺言書でもない限り、株式も大事な事業用の資産も一旦は相続人全員のものとなり、それから相続人間で協議してそれぞれの取得分を決めていきます。

言い換えれば、ご自身の主体性をもって後継者に必要な財産をもたせ経営承継に憂いなくするためには、ご自身の意思で贈与するか、遺言書を作るしかないということです。

ところが、ここで障害なのが「遺留分」というヤツです。

この遺留分というものは、民法が相続人（兄弟姉妹とその子以外）の最低限の相続の権利を保障するものですから、生前贈与や遺言などによって、一部の人が過大に財産を取得したために自分の取得分が遺留分より少なくなってしまった場合に、多く受け取った人に対してその分の財産などを取り戻すことができる権利を与えているのです。

配偶者と子供のいる場合でいえば、遺留分は法定相続分の2分の1です。

世の中の多くの中小企業の社長の相続財産のうち、大きな割合を自社の株式等が占めているケースが多いために、後継者に経営者として必要な株式等の財産を渡すことが、この遺留分という権利を侵すことになる場合もあるのです。

ですから、贈与税の特例を使って自社の株式を後継者に贈与したのに、実は、遺留分のために後々の相続のときになって他の相続人との間で遺留分の権利の主張が起き、争いを生むおそれもあるわけです。これでは安心が出来ない！心配が残る！ことになります。

そこで、折角決断をして行った経営承継の実現のための株式等の贈与を、社長の思い通りの意義あるものにするのが「民法特例」による遺留分の放棄なのです。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号：011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）